

第15号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 制度の概要

区では、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を制定し、条例に規定された法人に職員を派遣してきたところである。

2 改正内容

令和8年4月から新たに地方税共同機構に職員を派遣する必要があるため、派遣先団体に地方税共同機構を追加する。

3 施行期日

令和8年4月1日

新旧対照表

○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 公益社団法人品川区シルバー人材センター</p> <p>(2) 公益財団法人品川文化振興事業団</p> <p>(3) 公益財団法人品川区国際友好協会</p> <p>(4) 公益財団法人品川区スポーツ協会</p> <p>(5) 社会福祉法人品川区社会福祉協議会</p> <p>(6) 一般財団法人道路管理センター</p> <p>(7) <u>地方税共同機構</u></p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 公益社団法人品川区シルバー人材センター</p> <p>(2) 公益財団法人品川文化振興事業団</p> <p>(3) 公益財団法人品川区国際友好協会</p> <p>(4) 公益財団法人品川区スポーツ協会</p> <p>(5) 社会福祉法人品川区社会福祉協議会</p> <p>(6) 一般財団法人道路管理センター</p>
<p>付 則</p> <p>1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p>	
<p>2 <u>地方税共同機構に職員を派遣することに関して必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u></p>	